官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔告示〕
○登録証明機関が技術基準適合証明及び工事設計認証をした件（総務四七二）　一
〔資料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十年度平成二十一年七月分）、（平成二十一年度平成二十一年七月分）（財務省）　二九
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、平成二十年度厚生労働省第二共済組合決算関係　一八
地方公共団体
教育職員免許状失効、公示送達関係　二九
会社その他
会社決算公告　三三

告示

○総務省告示第四百七十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の六第二項（同法第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録証明機関から技術基準適合証明及び工事設計認証をした旨の報告があったので、同法第三十八条の六第三項（同法第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月五日

総務大臣　原口　一博